



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

- 583 包括外部監査契約の締結 (財政課)..... 1
- 584 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請 (環境管理課)..... 2
- 585 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可申請 ( " )..... 4
- 586 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課)..... 6
- 587 指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)..... 6
- 588 " ( " )..... 6
- 589 特定病院の認定 ( " )..... 7
- 590 救急病院の認定 (医務課)..... 7
- 591 令和4年度及び令和5年度和歌山県立こころの医療センター電力調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 ( " )..... 7
- 592 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (商工振興課)..... 10
- 593 七郷井土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課)..... 10
- 594 県営ため池等整備事業の工事の完了 ( " )..... 11
- 595 平成5年和歌山県告示第448号(漁船損害等補償法の規定による加入区の指定)の一部改正 (資源管理課)..... 11
- 596 基本測量の終了 (技術調査課)..... 11
- 597 地籍調査の成果の認証 (用地対策課)..... 11
- 598 " ( " )..... 11
- 599 " ( " )..... 12
- 600 " ( " )..... 12
- 601 " ( " )..... 13
- 602 " ( " )..... 13
- 603 " ( " )..... 13
- 604 公有水面の埋立ての免許 (港湾空港振興課)..... 14

### ○ 公告

- 入札公告 (医務課)..... 15

## 告 示

### 和歌山県告示第583号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和4年5月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 包括外部監査契約の期間の始期

令和4年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者（以下「包括外部監査人」という。）に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

次の表に定める基本費用の額並びに同表に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合計した金額

基本費用	3,795,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
執務費用及び実費	<p>執務費用及び実費については、次のとおり算定した金額とし、5,005,000円（消費税及び地方消費税を含む。）をもって上限とする。</p> <p>1 執務費用 基本執務費用に外部監査人補助者執務追加費用を加えた金額とする。</p> <p>(1) 基本執務費用 包括外部監査人が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の執務日数に、89,000円を乗じた金額とする。</p> <p>(2) 外部監査人補助者執務追加費用 各外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の事務の補助の執務日数に当該外部監査人補助者が公認会計士又は弁護士であるときは89,000円を、当該外部監査人補助者が公認会計士試験合格者等であるときは55,000円をそれぞれ乗じた金額を合算したものとす。</p> <p>2 実費 旅費に關係人出頭費用を加えた金額とする。</p> <p>(1) 旅費 包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために出張（包括外部監査人又は外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査又はそのために行った監査の事務の補助のため、和歌山県の法第4条第1項に規定する事務所の所在地（包括外部監査人が主として監査を実施する場所が同項に規定する事務所以外にある場合には、その所在地）を離れて旅行することをいう。以下同じ。）したときの当該出張に要した費用及び外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査の事務の補助のために出張したときの当該出張に要した費用を非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例（昭和28年和歌山県条例第35号。以下「条例」という。）の例により算定した額とする。</p> <p>(2) 關係人出頭費用 包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために関係人の出頭を求めたときの当該關係人の出頭に要した費用を条例の例により算定した金額とする。</p>

3 包括外部監査人の氏名及び住所

瀨瀬和雅

兵庫県神戸市東灘区住吉本町1丁目9番18-202号

4 包括外部監査人に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査結果の報告後、包括外部監査人の請求に基づき支払う。

和歌山県告示第584号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

令和4年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 和歌山県和歌山市南汀丁8番地

氏名又は名称 セイカ株式会社 代表取締役社長 竹田純久

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 和歌山県海南市藤白758-73

名称 セイカ株式会社 海南工場

(3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和4年5月2日から同月23日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び海南市くらし部環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始予定年月日	1日当たりの使用時間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態									
					区分	汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )
第46号口 SK-H (261)	1	3m <sup>3</sup> ろ過面積2.8m <sup>2</sup>	許可後	10時間	通常	10	7.5	2,900	2,900	15	200	<0.01	<1	<10
					最大	15	7.5	2,900	2,900	15	200	<0.01	<1	<10
第46号口 SK-H (256)	1	9m <sup>3</sup>	許可後	12時間	通常	5	11	3,500	3,500	85	1,200	<1	20	<10
					最大	5	11	3,500	3,500	85	1,200	<1	20	<10
第46号口 SK-H (309)	1	15m <sup>3</sup> ろ過面積3m <sup>2</sup>	許可後	24時間	通常	5	9	1,900	1,900	60	25	<1	15	<10
					最大	10	9	1,900	1,900	60	25	<1	15	<10

別表2

種類及び構造形式	主要寸法 (m)	能力 (m <sup>3</sup> /日)	汚水等の処理方式	設置年月日又は使用開始予定年月日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態										
					区分	汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	ダイオキシシン類 (pg-TEQ/L)

排水 処理 施設	SS、 ゴム ライン グ、 ろ過 器、 樹脂 貯槽	W51.9 × L125 × H11.9	3,400	中和、 固液分 離、エ アーリ ング、 活性炭 処理、 ろ過、 活性汚 泥 処 理、凝 集沈殿 処理、 微生物 固定化 担体処 理	許可 後	通常	処理前	1,454	13	60	180	66.5	60	20	<0.5	<3,000	15
						通常	処理後	2,480	6.0- 8.0	<40	6	5	20	0.2	<0.5	<3,000	<2.5
						最大	処理前	1,644	13	60	200	79.1	100	40	<0.5	<3,000	15
							処理後	2,670	6.0- 8.0	<60	10	8	30	2	<0.5	<3,000	5

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態										
	区分	汚水等 の量 (m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm <sup>3</sup> )	ダイオ キシ ン類 (pg-TEQ /L)
No.1排水口	通常	3,210	6.0-8.0	<40	6.1	5	16.7	0.26	<0.5	<3,000	<2.5
	最大	3,420	6.0-8.0	<60	10.2	8	24.9	2.04	<0.5	<3,000	5

和歌山県告示第585号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

令和4年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名  
住所 和歌山県和歌山市南汀丁8番地  
氏名又は名称 セイカ株式会社 代表取締役社長 竹田純久
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称  
所在地 和歌山県海南市藤白758-73  
名称 セイカ株式会社 海南工場
- (3) 特定施設に関する事項  
別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項  
別表2のとおり
- (5) 排水水の汚染状態及び量  
別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和4年5月2日から同月23日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び海南市くらし部環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始予定年月日	1日当たりの使用時間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態									
					区分	汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )
第46号口 SK-H (251)	1	1m <sup>3</sup> ろ過面積7m <sup>2</sup>	許可後	9時間	通常	14	-	-	-	-	-	-	-	-
					最大	14	-	-	-	-	-	-	-	-

(変更内容)

特定施設の構造（配置等）

特定施設の使用の方法（原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量等）

別表2

種類及び形式	構造	主要寸法 (m)	能力 (m <sup>3</sup> /日)	汚水等の処理方式	設置年月日又は使用開始予定年月日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態											
						区分	汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	ダイオキシシン類 (pg-TEQ/L)	
排水処理施設	SS、ゴムライニングろ過器、樹脂貯槽	W51.9 × L125 × H11.9	3,400	中和、固液分離、エアリング、活性炭処理、ろ過、活性汚泥処理、凝集沈殿処理、微生物固定化担体処理	許可後	通常	処理前	1,454	13	60	180	66.5	60	20	<0.5	<3,000	15
							処理後	2,480	6.0-8.0	<40	6	5	20	0.2	<0.5	<3,000	<2.5
						最大	処理前	1,644	13	60	200	79.1	100	40	<0.5	<3,000	15
							処理後	2,670	6.0-8.0	<60	10	8	30	2	<0.5	<3,000	5

別表3

排水口名	排出水の量及び汚染状態										
	区分	汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	ダイオキシシン類 (pg-TEQ/L)

No. 1排水口	通常	3,210	6.0-8.0	<40	6.1	5	16.7	0.26	<0.5	<3,000	<2.5
	最大	3,420	6.0-8.0	<60	10.2	8	24.9	2.04	<0.5	<3,000	5

## 和歌山県告示第586号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを令和4年4月19日指定した。

令和4年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
コミック	叶精作セレクション 品川裏宿帖 隠れ女 お艶	50461-46	リイド社
雑 誌	実録JOKER 3月号	08019-03	ダイアプレス
雑 誌	実話ナックルズGOLD Vol.24	68545-99	大洋図書
雑 誌	EX MAX! DELUXE 2022早春特大号	69491-98	楽楽出版
コミック	女帝花舞[陥落]	50457-02	リイド社
雑 誌	臨時増刊ラヴァーズ Vol.24	68546-25	大洋図書
雑 誌	別冊ラヴァーズ Vol.9	68546-36	大洋図書
雑 誌	実話ナックルズGOLDドキュメント Vol.5	68546-15	大洋図書
雑 誌	ナックルズ極ベスト Vol.33	68546-32	大洋図書

## 指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

## 和歌山県告示第587号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和4年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011000365	ケアセレクション伊都	橋本市高野口町名倉234	居宅介護	特定非営利活動法人コミュニティネット	和歌山市黒田279-4	令和4.4.30

## 和歌山県告示第588号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和4年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011800392	ヘルパーステーション小春の里	岩出市山田6-2	同行援護	株式会社ソワン	岩出市西国分793-1	令和4.5.1

**和歌山県告示第589号**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条の4第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置をとることができる精神科病院として、次のとおり認定した。

令和4年5月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

名称	所在地	認定期間
ひだか病院	御坊市菌116番地2	令和4.4.20～令和7.4.19

**和歌山県告示第590号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和4年5月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 新宮市立医療センター
- 2 所在地 新宮市蜂伏18-7
- 3 有効期限 令和7年4月30日

**和歌山県告示第591号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和4年度及び令和5年度和歌山県立こころの医療センター電力調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和4年5月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 競争入札に付する調達の名称及び数量並びに契約期間

## (1) 調達の名称及び数量

令和4年度及び令和5年度和歌山県立こころの医療センター電力調達

予定契約電力 600kW 予定調達電力量 2,102,722kWh

## (2) 契約期間

令和4年8月1日から令和5年7月31日までの1年間（令和4年8月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和5年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件をいずれも満たしている者（調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体に

より構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

なお、コンソーシアムにあつては、その構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができないものとする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(8) 申請日において、1年以上の電気供給に係る営業経験を有する者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(9) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者（以下「小売電気事業者」という。）であること。

コンソーシアムにあつては、少なくとも代表者となる構成員がこの要件を満たす者であること。

(10) 申請日において、「和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針」（令和4年4月1日策定）に基づく入札参加資格の要件を満たしている者又は満たしていない者でこの競争入札の開札の日の前日までに入札参加資格の要件を満たす見込みであるものであること。

コンソーシアムにあつては、2の(9)の要件を満たす者の全部がこの要件を満たす者であること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類及びその配布方法等は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあつては、ア及びスの書類については代表者が、イからクまで並びにサ及びシの書類については構成員ごとに、ケ及びコの書類については構成員のうち小売電気事業者である者ごとに、それぞれ作成の上、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(1) この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務状況調書

ウ 役員等に関する調書

エ 法人にあつては、申請日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書の原本又はその写し

オ 個人にあつては、申請日において発行後3か月を経過していない住民票の原本又はその写し



カ 直近1年分の財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書の原本又はその写しで、申請日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目

（ウ）個人にあつては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

ク 2の（8）の要件を満たしていることを証する書面として、電気供給に係る契約実績を証する書類の写し

ケ 2の（9）の要件を満たしていることを証する書面の写し

コ 2の（10）の要件を満たしていることを証する書面として、和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書及びその内容を確認できる資料

サ 誓約書

シ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ス コンソーシアムにあつては、コンソーシアム構成員表及びコンソーシアム協定書の写し

(2) (1) のアからウまで及びコ（電力調達契約評価項目報告書に限る。）からス（コンソーシアム構成員表に限る。）までに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、これらの用紙は、令和4年5月2日（月）から同月16日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札参加資格者名簿の営業種目「その他物品関係」に登録されている者は、物品調達競争入札参加資格審査結果通知書の写しをもって、(1) のウからキまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和4年5月2日（月）から同月9日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、和歌山県立こころの医療センター事務局総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(5) (4) の質問に対する回答は、令和4年5月16日（月）午後5時までにファクシミリ又は電話により行うものとする。

また、その内容については、5の和歌山県立こころの医療センターのホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050112/050112.html>）に公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

#### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和4年5月9日（月）から同月20日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

#### 5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県立こころの医療センター事務局総務課

有田郡有田川町庄31番地

郵便番号 643-0811

電話番号 0737-52-3221

ファクシミリ番号 0737-52-5571

なお、3の(5)の和歌山県立こころの医療センターのホームページから資格審査申請書類をダウンロードすることができる。

## 6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

## 7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書を令和4年5月27日（金）までに郵送により送付する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して郵送により送付するものとする。

## 8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、令和4年6月3日（金）までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、令和4年6月10日（金）までに書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

**和歌山県告示第592号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和4年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イズミヤ和歌山店

和歌山県和歌山市新生町7番20号

## 2 意見の対象となった届出に係る告示

令和3年和歌山県告示第1201号

## 3 意見の概要

なし

## 4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

## 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和4年5月2日から同年6月2日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第593号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、七郷井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和4年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 退任した役員（令和3年12月13日退任）

職名 氏 名 住 所

監事 山口紀和 伊都郡かつらぎ町大字三谷1512番地

## 2 就任した役員（令和4年3月13日就任）

職名 氏 名 住 所

監事 辻村博明 日高郡日高町大字萩原547番地の1

## 和歌山県告示第594号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 白倉池地区
- 2 確定年月日 平成28年3月23日
- 3 工事を完了した時期 令和4年3月29日

## 和歌山県告示第595号

平成5年和歌山県告示第448号（漁船損害等補償法の規定による加入区の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表中 「古座加入区 古座漁業協同組合の区域  
津荷加入区 津荷漁業協同組合の区域」を「古座加入区 和歌山東漁業協同組合古座支所及び津荷支所の区域」に改める。

## 和歌山県告示第596号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（国土広域情報 修正）
- 2 作業期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県内全域

## 和歌山県告示第597号

和歌山県和歌山市園部の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期  
令和2年5月26日から令和3年12月27日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県和歌山市園部の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県和歌山市園部の一部地区
- 5 認証年月日  
令和4年4月19日

## 和歌山県告示第598号

和歌山県和歌山市北島・狐島・島橋東ノ丁・島橋南ノ丁の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期  
令和2年5月26日から令和3年12月21日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県和歌山市北島・狐島・島橋東ノ丁・島橋南ノ丁の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県和歌山市北島・狐島・島橋東ノ丁・島橋南ノ丁の各一部地区
- 5 認証年月日  
令和4年4月19日

**和歌山県告示第599号**

和歌山県海南市野上新・椋木・九品寺・木津・次ヶ谷の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期  
令和2年3月23日から令和4年1月14日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県海南市野上新・椋木・九品寺・木津・次ヶ谷の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県海南市野上新・椋木・九品寺・木津・次ヶ谷の各一部地区
- 5 認証年月日  
令和4年4月19日

**和歌山県告示第600号**

和歌山県新宮市蓬莱三丁目・徐福二丁目及び野田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県新宮市
- 2 調査を行った時期  
平成30年4月25日から令和2年3月27日まで
- 3 成果の名称

和歌山県新宮市蓬莱三丁目・徐福二丁目及び野田の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県新宮市蓬莱三丁目・徐福二丁目及び野田の一部地区

5 認証年月日

令和4年4月19日

---

**和歌山県告示第601号**

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園北寺の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町

2 調査を行った時期

平成31年4月1日から令和3年12月27日まで

3 成果の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園北寺の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園北寺の一部地区

5 認証年月日

令和4年4月19日

---

**和歌山県告示第602号**

和歌山県伊都郡高野町大字下筒香の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県伊都郡高野町

2 調査を行った時期

平成31年4月1日から令和3年3月30日まで

3 成果の名称

和歌山県伊都郡高野町大字下筒香の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県伊都郡高野町大字下筒香の一部地区

5 認証年月日

令和4年4月19日

---

**和歌山県告示第603号**

和歌山県伊都郡高野町大字東富貴の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県伊都郡高野町
- 2 調査を行った時期  
平成31年4月1日から令和3年3月30日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県伊都郡高野町大字東富貴の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県伊都郡高野町大字東富貴の一部地区
- 5 認証年月日  
令和4年4月19日

**和歌山県告示第604号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

令和4年5月2日

和歌山下津港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

**1 埋立免許出願人**

- (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- (2) 名称 和歌山県
- (3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号
- (4) 代表者氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸

**2 埋立区域****(1) 位置**

和歌山県和歌山市湊字青岸坪1337番1及び1337番2の地先公有水面

**(2) 区域**

次の各地点のうち、1の地点から9の地点までを順次に直線で結んだ線及び9の地点と1の地点とを結ぶ線により囲まれた区域

基点（国土地理院「和歌山下津港」四等三角点、和歌山県和歌山市西浜字中川向ヒノ坪166番地48

9)

北緯 34度12分32.4690秒

東経 135度08分29.6800秒

1の地点 基点から24度45分41秒 1,748.33mの地点

2の地点 1の地点から342度30分22秒 0.71mの地点

3の地点 2の地点から72度30分03秒 15.61mの地点

4の地点 3の地点から347度48分05秒 19.40mの地点

5の地点 4の地点から69度56分10秒 1.23mの地点

6の地点 5の地点から167度48分05秒 2.20mの地点

7の地点 6の地点から257度48分05秒 0.50mの地点

8の地点 7の地点から167度48分05秒 16.65mの地点

9の地点 8の地点から164度43分31秒 1.37mの地点

**(3) 面積**

26.50㎡

**3 埋立てに関する工事の施行区域**

## (1) 位置

和歌山県和歌山市湊字青岸坪1337番、1337番1及び1337番2の地内並びに1337番、1337番1及び1337番2地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点のうち、イの地点からトの地点までを順次に直線で結んだ線及びトの地点とイの地点とを結ぶ線により囲まれた区域。

基点（国土地理院「和歌山下津港」四等三角点、和歌山県和歌山市西浜字中川向ヒノ坪1660番地489)

北緯 34度12分32.4690秒

東経 135度08分29.6800秒

イの地点 基点から23度48分19秒 1,715.13mの地点

ロの地点 イの地点から342度30分03秒 31.93mの地点

ハの地点 ロの地点から252度30分03秒 161.28mの地点

ニの地点 ハの地点から342度32分58秒 22.66mの地点

ホの地点 ニの地点から72度12分10秒 228.46mの地点

ヘの地点 ホの地点から162度12分10秒 29.96mの地点

トの地点 ヘの地点から167度48分05秒 25.93mの地点

## (3) 面積

7,432.83㎡

## 4 埋立地の用途

ふ頭用地

## 5 公有水面埋立免許年月日

令和4年4月21日

---

**公 告**

---

**入 札 公 告**

令和4年度及び令和5年度和歌山県立こころの医療センター電力調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和4年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 調達の名称、場所及び数量

令和4年度及び令和5年度和歌山県立こころの医療センター電力調達

和歌山県立こころの医療センター 有田郡有田川町庄31番地

予定契約電力 600kW 予定調達電力量 2,102,722kWh

## (2) 仕様等

仕様書による。

## (3) 契約期間

令和4年8月1日から令和5年7月31日までの1年間（令和4年8月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和5年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがあ

る。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和4年和歌山県告示第591号に規定する令和4年度及び令和5年度和歌山県立こころの医療センター電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

有田郡有田川町庄31番地

和歌山県立こころの医療センター事務局総務課

(2) 期間

令和4年5月2日（月）から同月16日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3 (1) に同じ。

なお、和歌山県立こころの医療センターのホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050112/050112.html>）から仕様書及び入札説明書をダウンロードすることができる。

(2) 期間

3 (2) に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和4年5月2日（月）から同月9日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間において、和歌山県立こころの医療センター事務局総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3) の質問に対する回答は、令和4年5月16日（月）午後5時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、(1) の和歌山県立こころの医療センターのホームページに公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

有田郡有田川町庄31番地

和歌山県立こころの医療センター診療管理棟2階 A会議室

イ 入札日時

令和4年6月15日（水）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書又はその写しを持参又は郵送するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和4年6月14日（火）午後4時までに和歌山県立こころの医療センター事務局総務課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した



金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

#### 7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

#### 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

#### 9 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらの要件のいずれかに該当するときは、当該コンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

#### 10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県立こころの医療センター事務局総務課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立こころの医療センター事務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)

に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

- (7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県立こころの医療センター事務局総務課

イ 所在地

有田郡有田川町庄31番地

郵便番号 643-0811

電話番号 0737-52-3221

ファクシミリ番号 0737-52-5571

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。  
(3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased :

Total electricity about 2,102,722kWh to use at the Wakayama Prefecture Mental Health Care Center

- (2) Time limit for tender :

10:00 a.m. 15 June 2022 : (Deadline for bids submitted by mail 4:00 p.m. 14 June 2022)

- (3) Contact point for the notice :

General Affairs Division, Wakayama Prefecture Mental Health Care Center,

31 Sho, Aridagawa Town, Arida-Gun, Wakayama Prefecture, 643-0811, Japan

TEL 0737-52-3221

FAX 0737-52-5571